

徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(対象病院の登録等)

第3条 要綱第5条第2項の規定により、対象病院として県の登録を受けようとする者は、対象病院登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援制度の内容を確認することができる書類（要綱、規程等）
- (2) 支援対象者に対して実施する研修プログラムの内容を確認できる書類
- (3) 要綱第5条第1項第4号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第2号）

2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、対象病院として登録したときは、その旨を通知するとともに、県のウェブサイト等において対象病院として公表するものとする。

3 補助対象事業者は、要綱第5条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるとき又は登録の取消しを求めるときは、対象病院登録取消届出書（様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

4 補助対象事業者は、登録内容等に変更があったときは、対象病院登録内容変更届出書（様式第4号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

5 知事は、第3項又は第4項の規定による届出があったときは、登録の取消し又は登録内容の変更を行うとともに、県のウェブサイト等において対象病院の登録の取消し又は登録内容の変更を公表するものとする。

(対象病院の登録の取消し)

第4条 知事は、対象病院が次の各号のいずれかに該当するときは、対象病院の登録の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により、登録されたことが明らかになったとき。
- (2) 要綱第5条第1項各号のいずれかを満たさないことが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該対象病院に通知するとともに、県のウェブサイト等において、対象病院の登録の取消しを公表するものとする。

第5条 要綱第6条第5号に定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 産前・産後休暇等の休暇を取得した場合
- (2) 育児休業を取得した場合
- (3) 次に掲げる業務との兼務（対象病院での労働時間を超えないものに限る。）。
 - ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項に基づく学校薬剤師の業務
 - イ 市町村が開設する休日診療所に係る業務
 - ウ 薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務
- (4) 研修プログラム実施の一環としての他の病院等での研修
- (5) 薬剤師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修
- (6) その他知事が認める理由による場合

第6条 要綱第6条第6号に定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 医療施設（病院、診療所）
- (2) 薬局
- (3) 介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。